

ご利用までの流れ

1

お問い合わせ・見学

まずはお気軽にお電話ください。
見学も随時可能です。

2

市町村への申請

現在お住まいの市町村窓口で、
サービスの利用申請手続きを行います。

3

体験する

実際に宿泊体験をしていただきます。

4

利用開始

当事業所を利用するための契約を結び
ご利用開始となります。

社会福祉法人 **共生会**

〒038-3503

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上52

TEL:0173-23-1030

FAX:0173-23-1033

E-mail habatake@jomon.ne.jp



ホームページ

社会福祉法人 **共生会**

障がい者グループホーム

共同生活事業 はばたけ寮

共同生活住居

はばたけ寮

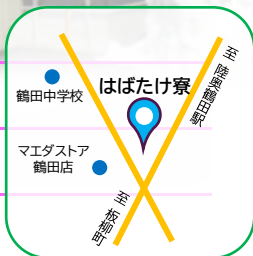
共同生活住居

ニューはばたけ



共同生活住居
はばたけ寮

家賃	23,000 円/月 ※特定障害者特別給付費が支給された場合は、当該給付費を控除した額
日用品費	3,000 円/月(日用品代として)
光熱水費	電気料金 基本料金 3,000 円+使用した分/月 水道料 3,000 円/月 暖房費 5,000 円(10月~3月に加算)/月
利用料金	法令に従い所得状況により決定
食事代	1食 400 円(夕食代 希望者のみ)
定員	11 名
住所	鶴田町大字鶴田字沖津 194-3



共同生活住居
ニューはばたけ

家賃	23,000 円/月 ※特定障害者特別給付費が支給された場合は、当該給付費を控除した額
日用品費	3,000 円/月(日用品代として)
光熱水費	電気料金 基本料金 3,000 円+使用した分/月 水道料 3,000 円/月 暖房費 5,000 円(10月~3月に加算)/月
利用料金	法令に従い所得状況により決定
食事代	1食 400 円(夕食代 希望者のみ)
定員	6 名
住所	五所川原市大字広田字柳沼 115-5



支援内容

当事業所では、**共同生活援助(介護サービス包括型)**の指定を受けており、介護・服薬管理・通院同行など、ニーズに応じた支援を行っています。

共同生活援助ってなに？

就労または、生活訓練などのサービスを利用されている方を基準に住まい(グループホーム)を提供し、日常生活の支援や相談援助を行う福祉サービスです。

対象者は？

- ✓18 歳以上の知的障害または精神障害のある方
- ✓一定程度の自活能力をお持ちの方
- ✓原則として日中に活動の場が確保されている方

上記を満たしている方が対象